

平成 31 年 3 月 31 日

輸入数量に基づく特別緊急関税の平成 31 年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	64 トン	0.1 トン
3	クリーム	29 トン	7.8 トン
4	粉乳類	50,712 トン	11,065 トン
5	無糖れん乳	2,168 トン	7.7 トン
6	加糖れん乳	116 トン	13 トン
7	ヨーグルト	13 トン	0 トン
8	バターミルク	188 トン	5.6 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925 トン	36,287 トン
10	その他の乳製品	12,628 トン	6,836 トン
11	バター	15,408 トン	731 トン
12	雑豆	109,966 トン	78,537 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756 トン	3,064,807 トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	212,886 トン
14 の 2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	714,372 トン
15	コーンスターチ	1,135 トン	125 トン
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	2,906 トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	161,600 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	22,074 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	858 トン
20	イヌリン	791 トン	6.9 トン
21	落花生	37,320 トン	37,406 トン
22	こんにやく芋	372 トン	344 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	1,792 トン
24	でん粉調製品	108 トン	101 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク 30%以上)	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク 30%以上)	6,267 トン	143 トン

27	調製食用脂	21,111 トン	98 トン
28	繭	8.5 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	475 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量（EPA適用分相当）を控除した数量を基に算出。